最終更新日：2018年12月21日

アピックヤマダ株式会社
代表取締役社長 押森広仁
問合せ先：026-275-2111
証券コード：6300
http://www.apicyamada.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

1．基本的な考え方
当社は経営理念として「自然にやさしさを、社会に豊かさを、人に幸せを」を掲げ、自然、社会、人を大切にして豊かな社会の実現に貢献していくことを基本に、経営の健全性、透明性と企業価値の向上を図り、株主や取引先のみならず、すべてのステークホルダーより信頼され続ける企業を目指しています。
この考えのもと、経営の公正性と透明性を高めながら、経営環境の変化に対する迅速、果敢な意思決定を行うことができる体制を構築し、コーポレートガバナンスの充実、強化に努めてまいります。

2．基本方針
(1)株主の権利・平等性の確保
当社は株主の皆様の権利が確保されるよう適切に対応するとともに、株主の皆様がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行ってまいります。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社は中長期的な企業価値の向上は、様々なステークホルダーとの信頼関係にあると認識し、ステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。

(3)適切な情報開示と透明性の確保
当社は、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る非財務情報についても、適切に開示してまいります。

(4)取締役会の責務
当社は透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、社外取締役による外部の視点を取り入れながら、取締役会の責務を適切に果たしてまいります。

(5)株主との対話
当社は株主の皆様へ当社の経営戦略や経営計画等の情報を的確に提供することによりその方向性を共有し、また建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-2．株主総会における権利行使】
【補充原則1-2-4】
議決権電子行使のプラットホームや招集通知の英訳については、当社の機関投資家及び海外投資家の持株比率の状況を踏まえ、現時点ではその採用を考えておりません。今後につきましては、議決権行使状況及び機関投資家や海外投資家の比率等の動向を勘案し、採用の要否を判断してまいります。

【原則4-1．取締役会の役割・責務(1)】
【補充原則4-1-3】
取締役会は、企業が持続的成長を図るうえで最高経営責任者等の後継者計画は最重要課題の一つであると認識しています。当社では社長が取締役および部長等の事業責任者としての経験および実績を通して、複数の社長後継候補が必要な知識、経験および能力を伸長させることができるように配慮することとし、取締役会が社長後継候補者としての必要な知識、経験および能力を持ったものが育つよう配慮が行われているかを監督することとしています。しかしながら、後継者育成計画および後継者の育成について十分な議論がされているとはいえないため、取締役会で引き続き議論を重ねてまいります。

【原則4-2．取締役会の役割・責務(2)】及び【補充原則4-2-1】
業績連動報酬や自社株報酬は導入しておりません。当社の現状の業績から鑑みて、現在の報酬体系は適切と考えております。中期経営計画を実現させ当社が完全に収益体質へ転換できたと判断された以降に、このようなインセンティブ付与に関して必要に応じて検討してまいります。

【原則4-11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、当社の各事業分野に精通した取締役と、監査等委員である社外取締役として、コンプライアンス及びリスクマネジメントに精通した弁護士、財務及び会計の専門知識を有する公認会計士・税理士、並びに豊富な経験と幅広い知識を有する企業経営者で構成されています。なお、取締役全員は日本人男性であり、ジェンダーや国際性を含む多様性を考慮したといえる取締役会の構成にはなっておりません。今後、取締役会の実効性評価の結果や経営戦略の観点を鑑み、ジェンダー及び国際性の面を含む多様な取締役を選任できるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4．いわゆる政策保有株式】
(1)政策保有株式の保有方針
当社が保有する株式は、原則売買の対象とはせず、円滑な取引関係の維持、金融機関との安定的且つ継続的な関係強化等、政策的な目的により保有することとしております。また、個別の保有目的や保有に伴う便益・リスク等を総合的に勘案し保有の可否を取締役会で毎年度確認しています。
(2)政策保有株式に係る議決権行使基準
政策保有株式に係る議決権の行使について、提案されている議案が保有先企業の価値の向上に繋がるかを確認し、当該企業の状況や取引関係等を踏まえた上で議案に対する賛否を判断し、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使しております。なお、政策保有先の業績等の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生等の事情により、議決権の行使にあたり特別な注意を要する場合には、政策保有先との対話を含む様々な方法により、十分な情報を収集のうえ判断いたします。
※主要な株式とは、資本金額の1/100以上の金額の株式

【原則1-7．関連当事者間の取引】
当社と取締役との間の競業取引や利益相反取引は、取締役会規程において取締役会の承認事項として明示し、当該取引を行うにあたっては、会社及び株主共同の利益を害することのないよう、取締役会において当該取引の合理性・妥当性等について審議し、承認を得るものとしています。また、上記に定める取引について重要な事実を法令に従い開示します。
役員の関連当事者間の取引の有無については、毎年3月末現在で書面により確認を行っています。

【原則2-6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業会計における将来リスクの軽減及び経済合理性並びに従業員一人ひとりのライフプランに応じた自由な資産形成を支援するため、確定拠出型年金制度を採用しています。また、定期的に社外の専門家を招き、従業員に対し加入者教育を実施するとともに、人事部門よりマッチング拠出制度の利用推奨等の働きかけを行っています。

【原則3-1．情報開示の充実】
（ⅰ）経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ及び決算説明資料にて開示しています。
（ⅱ）本報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に記載しております。
（ⅲ）取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬等の額の限度内において、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の答申及び世間水準並びに経営内容等を勘案して取締役会で決定しています。
（ⅳ）経営幹部の選解任・役員候補の指名の方針と手続き
<選任基準及び手続き>
取締役会では取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の答申を参考に、次の内容を基本に取締役候補者を選任しております。
①社内取締役候補者は、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分に社会的信用を有する者
②社外取締役候補者は、中立、客観的見地から当社の経営陣に対して経営監視機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者
・企業経営、法令遵守等内部統制、リスク管理、グローバル経営、技術・製造等の分野における高い見識や豊富な経験を有すること
・別に定め開示する社外役員の独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められること
③経営幹部について、は当社の事業及び業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有しているか、個々の当社における貢献度（実績）や職務遂行能力を有していること
④監査等委員である取締役候補者については、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者
⑤監査等委員である社外取締役候補者については、中立、客観的見地から当社の経営陣に対して経営監視機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者
・企業経営、法令遵守等内部統制、リスク管理、財務・会計、グローバル経営、技術・製造等の分野における高い見識や豊富な経験を有すること
・別に定め開示する社外役員の独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められること
<解任基準>
取締役の解任提案にあたっては、以下の解任基準を踏まえたうえで、取締役会において決定いたします。
1.公序良俗に反する行為を行った場合
2.健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
3.職務を怠慢することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
4.選定基準及び手続きに定める資質が認められない場合

（ⅴ）当社は、定時株主総会の招集通知等に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者及び監査等委員である取締役候補者全員の個別の選任理由を開示しております。また、招集通知は当社ウェブサイト等で開示しております。

【原則4-1．取締役会の役割・責務(1)】
【補充原則4-1-1】
取締役会は、取締役会規程において自己の決議事項を定め、決議事項に該当しない範囲の事項の決定などを職務権限規程により経営幹部に委任するものであることを明確にしています。

【原則4-9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社における社外取締役候補者は、原則として以下のいずれの要件にも該当しないものとしています。
1.当社グループ関係者
当社および当社の子会社（以下当社グループという）の業務執行者。
2.取引先関係者
(1)当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
（注）「当社グループを主要な取引先とする者」とは直近3年間のいずれかの事業年度において、取引先の連結売上高の2％以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。
(2)当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
（注）「当社グループの主要な取引先」とは直近3年間のいずれかの事業年度において、当社グループの連結売上高の2％以上の支払いを当社グループに行った者をいう。
(3)当社グループの主要な借入先の業務執行者
（注）「当社グループの主要な借入先」とは当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している

金融機関をいう。
3.寄付または助成を行っている関係者
当社グループが、年間10百万円以上の寄付または助成を行っている組織等の理事その他業務執行者。
4.専門的サービス提供者
(1)弁護士、公認会計士、税理士、その他経営・財務・技術・マーケッティング等に関するコンサルタントとして、当社グループから役員報酬以外に年間10百万円以上の報酬を受領している者。
(2)当社グループの会計監査人である監査法人のパートナー、社員または従業員。
5.議決権保有関係者
(1)当社の10%以上の議決権を保有する株主またはその業務執行者。
(2)当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者。
6.過去に該当したことがある者
(1)過去に上記1に該当したことがある者
(2)過去3年間のいずれかにおいて上記2から5のいずれかに該当したことのある者
(3)「業務執行者」とは取締役(社外取締役を除く)、執行役員、使用人等の業務を執行する者をいう。また、会社以外の法人、組合等の団体の業務を執行する者を含む。
7.近親者
上記1から6に掲げる者(重要でない者は除く)の配偶者または二親等内の親族。

【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
【補充原則4-11-1】
当社の取締役会は、定款で定める取締役(監査等委員会である取締役を除く)12名以内、監査等委員である取締役4名以内で、当社に必要な知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としております。
また、取締役の人選にあたっては、重要な業務執行を決定し、経営の監督の実効性を確保するために必要な知識、経験、能力を勘案して選任し、社外取締役については、当社の定める独立性判断基準を満たすとともに、企業法務・リスクマネジメント、財務・会計等に精通した者、また企業経営に資する豊富な経験・知見を有した者等、中長期的な企業価値向上への助言や経営の監督など、業務執行取締役から独立した客観的な視点からその役割・責務を果たすことができる候補から選任しています。なお、取締役候補者の選任に当たっては、社外取締役が過半を占める指名・報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しており、取締役候補者は同委員会に諮問し、その答申を受けた上で、取締役会で選定しております。

【補充原則4-11-2】
当社の取締役による他の上場会社役員との兼務については、現在、監査等委員である社外取締役1名のみがこれに該当いたします。なお、当社の取締役の他社での兼務状況は株主総会招集通知、有価証券報告書及コーポレートガバナンス報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3】
当社は、取締役会の実効性を高めることを目的として、全ての取締役へのアンケート調査、及びその結果を踏まえた取締役会での審議により、取締役会の実効性評価を実施しました。分析・評価結果の概要は以下のとおりです。今後も当分析・評価を毎年実施することで改善状況を定期的に把握し、取締役会の実効性の更なる向上を図ってまいります。
[構成]
取締役会の規模や、独立社外取締役の割合については概ね適切であります。

[討議状況]
各取締役がその知識・経験を活かし、社内・社外の枠を超えて、議論は自由・活発に行われております。一方、専門的な議案などの場合、担当部門長など社員に議案説明させております。これにより議案の理解度が高まり、より具体的な状況把握ができるよう改善を行っております。

[運営]
取締役会の運営状況(頻度、時期、時間等)は概ね適切でありますが、資料・説明等の改善・充実を図ることで実効性を高めるべきであるという指摘がありました。これについては、議案の論点を絞った資料の作成や、必要に応じて、社員に議案説明させております。これにより議案の理解度が高まり、より具体的な状況把握ができるよう改善を行っております。

[議題・審議内容]
取締役会の議題・審議内容は概ね適切でありますが、経営課題の提示、対応策の審議の充実、経営方針の説明・議論の充実及び定期的な業務執行の状況報告の充実といった意見もありました。議案の提示、審議は、必要な時期に機を逸することなく適宜行うとともに検討課題のスケジュール化等により取り扱う議題について洩れが無いよう運用改善を図ってまいります。

【原則4-14.取締役・監査役のトレーニング】
【補充原則4-14-2】
当社では役員規程において役員研修の実施と受講義務を定めております。新任取締役に対しては、取締役の職務を遂行するにあたり必要なガバナンス、リスクマネジメント、内部統制などの基本的知識習得のための外部機関による研修等の参加を斡旋しその費用を負担しており、また新任社外取締役に対しては当社の事業内容に対する理解を深める機会を設けております。また、取締役として在任する期間中は、その各々の役割にとって必要な知識の習得・更新を目的として、適切な研修機会を提供・斡旋し、それに要する費用を当社が負担しております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】
当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、正確な情報を公平かつタイムリーに提供しながら、株主および投資家の皆様との建設的な対話を促進し長期的な信頼関係の構築に努めてまいります。
1.当社は株主・投資家の皆様との対話に関してはIR担当取締役がそれを統括し、企画部総務グループがIR担当部門としてその対応にあたります。

2.IR担当部門と経営企画、財務経理、法務担当部門および各事業部門とは、日常的な情報交換等により、株主および投資家の皆様との建設的な対話の促進に向け、連携体制を構築しています。

3．個別面談以外の対話手段の充実に関しては、第2四半期決算および本決算発表後にアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しております。また、ホームページにおいてIR資料等により充実した情報開示を行うとともにウェブサイト上の問い合わせ入力フォームを通して、株主・投資家の皆様からのお問い合わせに答えております。今後もより一層の拡充を図ってまいります。

4．株主および投資家の皆様との対話を通じて把握したご意見・ご要望等につきましては、適宜集約の上経営陣および関連部署へフィードバックし、情報の周知徹底を図っております。

5．情報の開示にあたっては、会社法、金融商品取引法などの諸法令および東京証券取引所の定める有価証券上場規程などに従い、透明性、公平性、継続性を基準とした情報開示を行うとともに、インサイダー情報の管理に関する諸規程を策定の上、管理の徹底を図っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社八十二銀行	615,100	4.74
田畑利彦	520,100	4.01
八十二キャピタル株式会社	402,000	3.09
アピックヤマダ従業員持株会	316,374	2.43
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	300,000	2.31
東京中小企業投資育成株式会社	278,700	2.14
恒川和男	220,200	1.69
宮崎美恵子	200,000	1.54
南澤文明	198,900	1.53
大久保道代	194,100	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
塚田知信	公認会計士								○			
中村隆次	弁護士											○
前山忠重	他の会社の出身者					△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塚田知信	○	○	塚田知信氏は、塚田公認会計事務所所長であります。同事務所は当社の税務関連の顧問事務所であります。	当社グループと同事務所との取引額はこれまでの事業年度において、同事務所の売上高における当社グループとの取引額及び当社グループ売上高における同事務所との取引額ともに少額であり、双方共に主要な取引先ではないため、塚田公認会計事務所所長である塚田知信氏は一般株主と利益相反が生じる恐れも無く、独立性があると判断しております。 同氏は、公認会計士として及び税理士として財務及び会計に精通するとともに豊富な専門知識と経験を有しており、専門的見地から中立的立場で当社の経営判断に対して適切な指導・監督等が期待できることから、独立役員としています。

中村隆次	○	○	中村隆次氏は、中村隆次･田鶴子法律事務所所長であります。当社と同事務所とは特別な利害関係はありません。	中村隆次氏は、一般株主と利益相反が生じる恐れも無く、弁護士としての豊富な専門知識と経験を有しており、これまでの弁護士としての高い職業倫理、専門能力による高い監督機能と法律面での専門的見地から中立的立場で当社の経営判断に対して適切な指導･監督等が期待できることから、独立役員としています。
前山忠重	○	○	前山忠重氏は、平成21年6月まで、当社のメイン銀行である八十二銀行の常務取締役でした。また、平成23年6月まで八十二リース株式会社及び八十二オートリース株式会社の取締役社長であり、当社とこれら2社の間にはリース契約があります。	前山忠重氏は、当社のメイン銀行である八十二銀行の常務取締役及びリース契約がある2社の取締役を退任して既に5年以上経過しており、一般株主と利益相反が生じる恐れも無く、独立性があると判断しております。 前山忠重氏の企業経営者として培われた豊富な経験と幅広い知識から、中立的立場で当社の経営判断に対して適切な指導･監督等が期待できることから、独立役員としています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

常勤の監査等委員である取締役1名を設けており、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人はおりませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会と協議のうえ、当該使用人の適性等を考慮し選定することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1．監査等委員会と会計監査人の連携状況
　外部会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保するとともに、会計監査や四半期レビューの報告等の定期的な会議や、必要に応じて設定される会議を通じ、外部会計監査人と監査等委員会との連携を確保しています。

2．監査等委員会と内部監査部門の連携状況
(1)監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役が中心となり、内部監査部門や関連部門と連携をとり、調査を行うとともに、必要な是正を求めています。
(2)内部監査部門における監査結果及び社員へのインタビューにより把握された業務執行や執行状況に関する問題点等について、適宜取締役や監査等委員会へ報告がなされています。

3．会計監査人と内部監査部門の連携状況
　外部会計監査人と内部監査部門とは内部統制監査を中心に連携がとれる体制を確保し、常勤の監査等委員である取締役とともに随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）

指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	5	2	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	5	2	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社は株主総会に提出する取締役の選任及び解任関する事項並びに取締役個人別の報酬等に関する事項を審議する取締役会の諮問機関である「指名･報酬委員会」を設置しております。
指名･報酬委員会の構成メンバー5名は、社長を委員長とし、人事担当取締役1名及び社外取締役3名の計5名で、「指名･報酬委員会規程」を定め、指名･報酬等特に重要な事項に関する検討を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

監査等委員である取締役4名のうち3名は独立社外取締役であり、独立性を有する立場から監査･監督を行っています。また監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員である取締役を1名選定し、業務執行取締役と常時意見交換できる体制としています。
独立社外取締役3名は、企業法務、コンプライアンス及びリスクマネジメントに精通した弁護士、財務及び会計に精通し、専門知識を有する公認会計士･税理士並びに豊富な経験と幅広い知識を有する企業経営者であり、いずれも監査等委員である取締役として、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、お互いに独立の立場で、自らの見識･経験に基づき取締役会において積極的に参加、意見を表明したり、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に関する決議及び取締役や主要株主等との利益相反取引の監督などを行っています。
独立社外取締役は、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定し、経営陣との連絡･調整や常勤の監査等委員である取締役との連携をする体制を整備し、独立社外取締役のみで構成する会議を定期的に開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換･認識共有を図っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬や自社株報酬は導入しておりません。当社の現状の業績から鑑みて、現在の報酬体系は適切と考えております。中期経営計画を実現させ当社が完全に収益体質へ転換できたと判断された以降に、このようなインセンティブ付与に関して必要に応じて、検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告にて、全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額、またはその算定方法の決定に関する方針は、株主総会の決議に定められた報酬限度額の範囲内において、安定的経営に資するため、当社の経営環境及び市場水準を考慮し算出することとしております。

取締役の報酬については、取締役会の諮問機関で、過半数を社外取締役が委員を務める「指名・報酬委員会」において、役位、職責、企業業績及び世間水準等を考慮し検討し取締役会に答申を行い、取締役会はこの答申を参考に決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポート体制は、企画部が対応しております。取締役会において建設的な議論・意見交換ができるように、取締役会の付議および報告事案について、取締役会出席者の事前準備に要する期間に配慮して、資料を送付し、必要があれば事前説明を行うなど、取締役会での意見交換及び決議が円滑に遂行できるように務めております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
野中　正樹	顧問	中国子会社の董事長及び中国関連会社の董事	常勤、報酬有り	2016/6/24	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

代表取締役等を退任した者を相談役、顧問に選任する場合は、取締役会において審議、決定しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

［企業統治の体制の概要］

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会を取締役（監査等委員である取締役を除く）4名、監査等委員である取締役4名の計8名で構成しており、毎月開催される取締役会と、その他必要に応じて臨時開催される取締役会により、法令で定められた事項、及び経営に関する重要な事項について審議・決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。なお、事業年度ごとの経営責任を明確化するとともに、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を築くため、取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は1年としております。

監査等委員会は4名（男性4名、うち社外取締役3名）で構成され、毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催により、監査に関する重要な事項について協議・決議を行っております。また、常勤の監査等委員である取締役を設け、常勤の監査等委員である取締役は、当社の重要な会議への出席や、業務及び財産に対し状況調査を行うとともに、必要に応じて適切な意見を述べ、取締役の業務遂行を監視しております。

任意設置機関である経営諮問会議は、取締役（監査等委員である取締役を除く）、常勤の監査等委員である取締役及び各部門責任者で構成され、概ね10日ごとび開催されております。本会議では、業務遂行における課題及びリスク等について十分議論するとともに、経営者と各部門責任者との認識の共有化を図り、的確かつ迅速に会社経営に反映できる体制となっております。

［内部監査及び監査等委員会の状況］

当社は内部監査の部門として監査室を設置し、人員数4名で、内部統制の仕組み及び運用を細かくチェック、指導する体制をとっており、問題の未然防止体制構築に努めております。

監査等委員会は4名で構成され、日常的に常勤の監査等委員である取締役により監査が実施されており、監査等委員会において相互に職務執行の状況について報告することで、認識共有化と監査の効率化が図られております。また、監査等委員会は、監査室が実施する内部監査に係る年度計画について事前に説明を受け、必要に応じてその修正を行っております。常勤の監査等委員である取締役は、監査室が行う内部監査に立ち会い、内部監査状況を監視しております。

また、監査室、監査等委員会及び会計監査人は、相互連携により随時必要な監査を行うとともに、公認会計士の資格を有する監査等委員である取締役を交え、通常時から財務報告に係る内部統制及び業務プロセスの確認、並びに会計基準等についての議論、情報交換・意見交換を行い、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図っております。

［会計監査の状況］

当社は興亜監査法人と監査契約を締結し、継続して会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。
興亜監査法人は、独立の第三者としての立場から財務諸表監査を実施し、当社は監査結果の報告を受け、意見交換及び改善事項などの提言を受けております。

［指名及び報酬決定等に関する事項］

当社は株主総会に提出する取締役の選任及び解任関する事項並びに取締役個人別の報酬等に関する事項を審議する取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」を設置しております。指名・報酬委員会の構成メンバー5名は、社長を委員長とし、人事担当取締役1名及び社外取締役3名で構成され、「指名・報酬委員会規程」を定め、指名・報酬等特に重要な事項に関する検討を行っております。また、監査等委員会では、取締役の指名・報酬に関する意見を決定します。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会の監督機能の強化及びコーポレートガバナンスの一層の充実を目的として監査等委員会設置会社に移行しました。

当社経営の意思決定機能と業務執行を管理・監督する機能を持つ取締役会は、事業に精通した取締役（監査等委員である取締役を除く）4名と監査等委員である取締役4名の8名で構成され、うち3名は独立社外取締役であります。3名の独立社外取締役は、企業法務、コンプライアンス及びリスクマネジメントに精通した「弁護士」、財務・会計に精通し専門知識を有する「公認会計士・税理士」、並びに豊富な経験と幅広い知識を有する「企業経営者」であり、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に関する決議及び取締役や主要株主等の利益相反取引の監督などを行っております。

コーポレート･ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監督･監視の機能が重要と考えており、上記体制を採用することにより外部からの経営監督･監視が十分に機能していると判断し、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主の皆さまが十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めており、招集通知を法定期日前に発送をするとともに、発送日前に、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに開示しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月と11月に、それぞれ決算説明会、中間決算説明会を開催し、代表取締役社長が、財務内容及び事業への取組み状況の概要などを説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設け、決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、インベスターズガイド、株主総会招集通知及び決算通知、その他適時開示資料を掲載しております。 （URL：http://www.apicyamada.co.jp/irreport/main01.html）	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：企画部 担当者（情報取扱責任者）：取締役企画部長　小出　篤	
その他	適宜、スモールミーティングを開催しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範に関係事項を記載しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は「環境理念」に基づき、企業活動に伴う環境負荷の低減を図るための行動指針を定め、環境配慮型技術の設計・提案ならびに研究・開発を行うとともに、二酸化炭素排出量の削減、廃棄物発生の抑制・再資源化、省エネルギー・省資源化を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、決算情報等の投資家向け早期情報開示や、企画部を中心として決算発表・決算説明会の開催、ホームページを通じたIR情報の提供に努める等、経営の透明性の向上をコーポレート・ガバナンスの重要項目のひとつと考え、タイムリー・ディスクロージャーに努めております。
その他	【女性の活躍の方針、取組みについて】 当社は、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や、育児及び介護による休暇、休業制度が取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」と言う）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)法令及び社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を制定するとともに、これを盛り込んだコンプライアンス・マニュアルを全役職員へ配布し、当該体制の浸透を図る。
(2)社長を委員長とし、担当取締役、監査等委員である取締役、その他必要な人員を構成員とするコンプライアンス委員会を設置する。
(3)職務権限規程を見直し、特定の者に権限が集中しないよう内部牽制システムの確立を図る。
(4)内部通報制度を整備し、当社グループの取締役及び使用人に対してそれを周知することにより、違法行為等の未然防止、早期発見及び拡大阻止を図る。
(5)重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、取締役と会社または子会社との取引等については、取締役会の決議を要することとする。
(6)業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
(7)取締役は、適正な財務報告の作成が当社グループにとって最重要事項であることを社員に認識させるため、会議などでの指示、訓辞等必要な意識づけを行う。
(8)各業務において行われる取引の発生から、会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる要点チェックして、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないような内部牽制システム、その他のシステムを整備する。
(9)市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、いかなる場合においても断固拒否することを定め、組織全体として排除に向けた対応を行う。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)法令が規定する文書（電磁的記録を含む。以下、同じ。）及びその他重要な文書については、文書管理に関する規程に従い保管、管理する。

3.当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、社長を本部長とし必要な人員で組織する危機対策本部を設置するなど、危機対応のための規程、組織を整備する。
(2)当社グループに重大な影響を及ぼす重要事項については、取締役会の他、経営諮問会議において、十分に議論し的確かつ迅速に対応する。
(3)事業年度ごとに当社グループの事業等のリスクを抽出し、リスクの極小化に努める。

4．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の職務分掌を明確にするとともに、当社グループの重要事項について検討する経営諮問会議等を有効に活用する。
(2)意思決定プロセスの簡素化、効率化等により、意思決定の迅速化を図る。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)各子会社において、それぞれコンプライアンスに関する規程の制定やその他コンプライアンスに関する体制を整備し、当該子会社が各役職員に対しこれらの教育を行う。
(2)本社の関係会社管理規程にて子会社・関係会社の管理体制を定めるとともに、本社監査室にて適時に子会社の業務執行状況を監査する。
(3)当社は、子会社に対して経営数値その他の重要な情報等について定期的な報告を義務付け、当社の経営諮問会議及び取締役会を通じて情報を共有し、必要に応じて主管部門が確認・指導する。

6.監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(1)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会と協議のうえ、当該使用人の適性等を考慮し選定する。

7.前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査等委員会を補助する使用人は、通常の業務執行とは完全に独立させ監査等委員会の指揮命令のもとに担当職務を遂行する。
(2)監査等委員会を補助する使用人の人事考課は、監査等委員会が行う他、その人事異動、懲戒については、監査等委員会の同意を得ることとする。

8.当社グループの取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1)当社グループの取締役及び使用人は、職務の執行に関して不正行為及び法令・定款に違反する事実ならびに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに当該事実を当社の監査等委員会へ報告する。
(2)内部通報制度を整備し、当社グループ内で発生しているまたは発生が予見される違法行為等についての情報収集に努める。
(3)当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査等委員から業務執行に関する事項の報告または資料の提出を求められた場合には、すみやかに報告を行わなければならないこととする。
(4)監査等委員は、経営諮問会議、その他重要な会議に出席し、意見を述べることができることとする。
(5)監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行なうことを禁止し、その旨を社内規程で定めるとともに当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

9.監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

(1)各監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10.その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査等委員会による監査の実効性を確保するため、コンプライアンス、適切なリスク管理の確保及び財務報告の適正性確保等業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役を選任するとともに、監査等委員の監査環境の整備を図る。
(2)監査等委員会は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができることとする。また、監査等委員は内部監査に立会うことができる他、必要があると認めるときは、内部監査部門に追加監査の実施、業務改善策の

策定等を求めることができることとする。
(3)取締役及び使用人ならびに各子会社の役職員は、企業グループとして効果的な監査業務が円滑に遂行できるよう監査活動に協力する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の排除に向け、行動規範に「総会屋、暴力団等の反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、安易に金銭的解決を図らず、いかなる利益供与も行わない」、「反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある組織とは、いかなる取引も行わない。」旨を明記しており、経営トップ以下、組織全体として対応いたします。

1.反社会的勢力の対応を統括する部署を定め、情報の報告、蓄積、対応を一元的に管理する体制をとっております。

2.新たな取引先と契約を締結する際は、事前に反社会的勢力との関係の有無について調査を実施し、反社会的勢力との関係を有することの無いようにしております。

3 .当社が当事者として取り交わす契約書類には、後に相手方が反社会的勢力との関係を有することが判明した場合に、契約を解除できるとする条項（反社会的勢力排除条項）を設け、反社会的勢力との関係を遮断できるようにしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
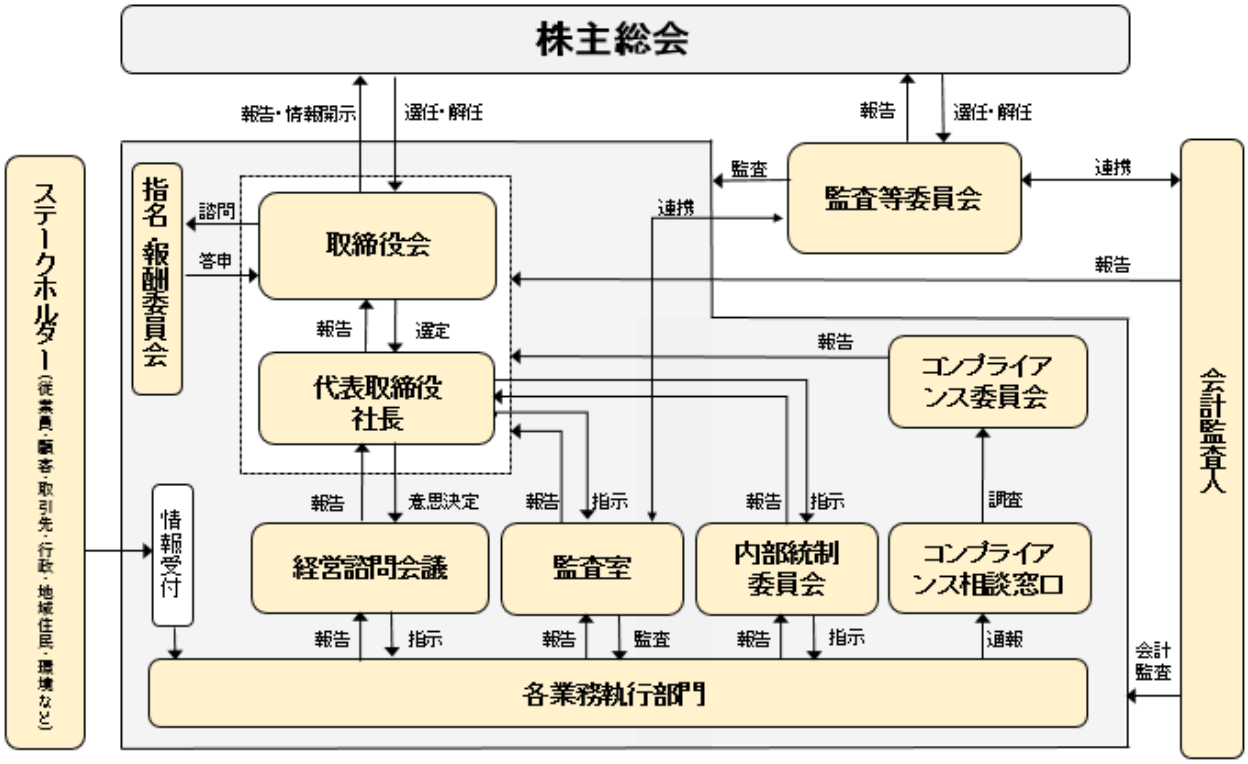
―――